

副分科会長及び市民部会長について

1 副分科会長について

副分科会長については、分科会規程第5条第3項の規定に、「分科会長は、副分科会長を市民部会の中から指名する。」と定められている。

2 市民部会長について

市民部会長については、分科会規程第6条第2項の規定に、「副分科会長は、協議会の委員となる。」また、同条第3項の規定に、「副分科会長は、市民部会の部会長を兼ね、市民部会の会務を総理する。」と定められている。